

<相続預金手続時にご用意いただくもの>

1. 事前にご準備いただくもの

必要	書類名等	ご説明事項	入手先
	相続手続依頼書	<ul style="list-style-type: none"> 相続財産のお取扱方法をお届けいただく書類です。 相続人全員の方の自署、実印（または当行届出印）での捺印をお願いいたします。 謄本等が相続センターに到着次第、センターより郵送いたします。（当行窓口でお受取になることもできます。） 	相続センター または 当行窓口
	法定相続人を確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の死亡時の戸籍(除籍)謄本(出生から死亡までの連続した戸籍謄本)が必要です。 市町村役場へは、「相続手続に使用するため、相続人全員を確認する資料が欲しい」と依頼してください。 認証文付き法定相続情報一覧図をご用意ください。法定相続情報証明制度をご利用のお客さまに限りません。 	本籍所在の市町村役場 申請手続きした登記所
	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から6ヶ月以内のものをご用意ください。 署名・捺印される方全員分をご用意ください。海外に住居のある方は、大使館・領事館で発行するサイン証明書が必要です。 	現住所の市町村役場
	遺産分割協議書	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の中で相続財産の分割協議をされる場合に作成されるものです。 調停・審判の場合は、家庭裁判所にて謄本および証明書が発行されます。 	—
	遺産分割調停調書謄本		家庭裁判所
	遺産分割審判書謄本および確定証明書		
	特別代理人選任審判書謄本	<ul style="list-style-type: none"> 親権者も相続人となり、その子との利益相反行為となる場合の特別代理人を選任した審判の謄本です。 	家庭裁判所
	遺言書(自筆証書遺言または秘密証書遺言)	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書が「自筆証書遺言」や「秘密証書遺言」の場合は、家庭裁判所にて検認手続が必要です。 	—
	遺言検認調書謄本	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書で財産分与方法が不確定の場合は、別途、分割協議が必要となります。 	家庭裁判所
	遺言書(公正証書遺言)		—
	遺言執行者選任審判書謄本	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書で遺言執行者が選任されている場合は不要です。 	家庭裁判所
	遺言執行者の印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から6ヶ月以内のものをご用意ください。 遺言執行者の選任がある場合に必要です。 	現住所の市町村役場
	通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫鍵等	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人名義でお取引いただいていた全ての通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫鍵等が必要となります。 	—
	実印	<ul style="list-style-type: none"> 払戻しを受ける方および名義変更を受ける方は、ご持参をお願いいたします。 	—
	(その他)	<ul style="list-style-type: none"> お取引内容により別途書類が必要となる場合は、別紙にてご案内いたします。 	